

拉致問題への対処に関する基本方針

平成14年9月26日

日朝国交正常化交渉に関する関係閣僚会議及び同専門幹事会の下、関係省庁・関係機関は連携協力し、拉致問題を最優先課題としてその解決に全力を尽くす。

- 1．事実関係の解明を速やかに進めるため、関係省庁・関係機関が連携協力して、北朝鮮に対する情報提供要求等必要な措置をとる。
- 2．被害者及びその家族に対する支援については、その意向を十分踏まえ、内閣官房参与を中心に、関係省庁・関係機関が連帯協力して取り組む。
- 3．上記1．及び2．に関係する事項以外で北朝鮮に対する要求等については、今後解明される事実関係を踏まえつつ検討する。

(注1) 解明すべき事実関係としては、例えば、拉致の状況、現地での生活状況、死亡したとされる被害者の死亡状況等、拉致に関与した者の処罰の状況などがある。この場合、これまで日本政府が把握していない事案についての事実関係を含む。

(注2) 支援内容としては、例えば、当面、家族の早期訪朝、生存被害者の早期帰国などがある。